



水道だより

水道だより 第 31号
令和 3年 6月 1日発行

鬼北町役場水道課

〒798-1395 愛媛県北宇和郡鬼北町大字近永 800 番地 1 TEL (0895) 45-1111 (代表)

令和3年度水質検査計画のお知らせ

“安心して水道水のご利用を”

水質検査計画は、水源からご家庭の給水栓に至るまでの水質管理を行うために、水質検査項目や検査回数を定めたものです。鬼北町では、国の定めている基準に基づき、水源の状況や過去の水質検査結果に応じて、令和3年度水質検査計画を下の表のとおり策定いたしました。

鬼北町では、安全でおいしい水を町民の皆さんに提供するために、毎事業年度の開始前に水質検査計画を策定し、定期的に水質検査を行っています。

なお、水質検査計画および水質検査結果の詳細については、水道課で閲覧することもできますし、鬼北町ホームページに掲載しております。

水質検査計画

番号	水質基準項目	検査実施頻度	給水栓の水質検査(月)												原水		
			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4		
01	一般細菌	1回/月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
02	大腸菌	1回/月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
03	カドミウム及びその化合物	1回/3年	○													○	
04	水銀及びその化合物	1回/3年	○													○	
05	セレン及びその化合物	1回/3年	○													○	
06	鉛及びその化合物	4回/年	○			○			○				○			○	
07	ヒ素及びその化合物	1回/3年	○													○	
08	六価クロム及びその化合物	4回/年	○			○			○				○			○	
09	亜硝酸態窒素	4回/年	○			○			○				○			○	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	4回/年	○			○			○				○			○	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	4回/年	○			○			○				○			○	
12	フッ素及びその化合物	4回/年	○			○			○				○			○	
13	ホウ素及びその化合物	1回/3年	○													○	
14	四塩化炭素	1回/3年	○													○	
15	1,4-ジオキサン	1回/3年	○													○	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	1回/3年	○													○	
17	ジクロロメタン	1回/3年	○													○	

次ページに続く

前ページの続き

番号	水質基準項目	検査実施頻度	給水栓の水質検査(月)												原水		
			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		4	
18	テトラクロロエチレン	1回/3年	○														○
19	トリクロロエチレン	1回/3年	○														○
20	ベンゼン	1回/3年	○														○
21	塩素酸	4回/年	○			○				○			○				
22	クロロ酢酸	4回/年	○			○				○			○				
23	クロロホルム	4回/年	○			○				○			○				
24	ジクロロ酢酸	4回/年	○			○				○			○				
25	ジブロモクロロメタン	4回/年	○			○				○			○				
26	臭素酸	4回/年	○			○				○			○				
27	総トリハロメタン	4回/年	○			○				○			○				
28	トリクロロ酢酸	4回/年	○			○				○			○				
29	ブロモジクロロメタン	4回/年	○			○				○			○				
30	ブロモホルム	4回/年	○			○				○			○				
31	ホルムアルデヒド	4回/年	○			○				○			○				
32	亜鉛及びその化合物	1回/3年	○														○
33	アルミニウム及びその化合物	4回/年	○			○				○			○				○
34	鉄及びその化合物	4回/年	○			○				○			○				○
35	銅及びその化合物	1回/3年	○														○
36	ナトリウム及びその化合物	1回/3年	○														○
37	マンガン及びその化合物	1回/3年	○														○
38	塩化物イオン	1回/月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	1回/3年	○														○
40	蒸発残留物	1回/3年	○														○
41	陰イオン界面活性剤	1回/3年	○														○
42	ジェオスミン	1回/年	○		●												○
43	2-メチルイソボルネオール	1回/3年	○														○
44	非イオン界面活性剤	1回/3年	○														○
45	フェノール類	1回/3年	○														○
46	有機物(全有機物炭素(TOC)の量)	1回/月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
47	PH値	1回/月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
48	味	1回/月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
49	臭気	1回/月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
50	色度	1回/月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
51	濁度	1回/月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※ 検査実施頻度は水道法施行規則で定められており、省略可能な項目については、水源の状況や過去の水質検査結果によって、最大限3年に1回まで回数を減らすことができます。●は臨時検査。

※ 水質検査は配水区域ごとに行なっています。

★上水道事業：成川、牛野川、近永、広見、成藤、吉波、大藤、奈良、大宿、生田、清水、西野々、下大野、葛川、古用、小松及び面谷の各配水区域

※色、濁り及び残留塩素(0.1mg/l以上)については、水道法に基づき検査を行ないます。

令和3年度水道事業予算のあらまし

令和3年度鬼北町水道事業予算は、令和3年3月19日に開かれた令和3年第1回鬼北町議会定例会で議決されました。予算の概要は次のとおりです。

収益的収入及び支出

この予算は、水道事業を経営する上で発生する水道料金等の収入と、それに対応する必要な費用を見積もったものです。

令和3年度は、収入予算額を前年度比549万7千円(1.3%)減の4億1,624万7千円、支出予算額を前年度比414万円(1.2%)増の3億3,638万5千円を計上しました。

●収入

給水収益(水道料金)は、前年度比267万4千円(0.9%)減の2億7,946万4千円の収入を見込みました。また、一般会計補助金は、前年度比100万円(5.3%)減の1,800万円を計上しました。

●支出

営業費用(水道施設の管理、水道料金の徴収、固定資産の減価償却などに要する費用)については、前年度比59万4千円(0.2%)減の2億7,571万2千円を計上いたしました。

また、営業外費用(企業債支払利息、消費税の支払いなどに要する費用)には、消費税の増などにより、前年度比473万4千円(8.6%)増の5,947万3千円を計上しました。

収入



収入予算額
416,247 千円

支出



支出予算額
336,385 千円

資本的収入及び支出

この予算は、企業債償還金、施設整備に要する経費(工事費等)の収支について見積もったものです。

今年度は、新規事業として広見地区水道施設電気計装設備更新事業、継続事業として西野々地区の老朽化した配水管の布設替工事等を実施する予定です。

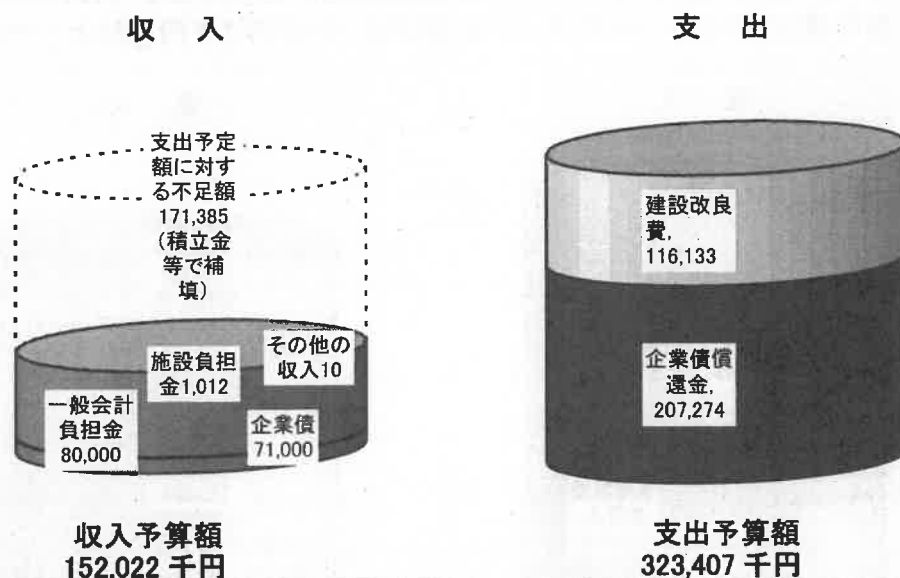
収入については前年度比1億2,400万円(44.9%)減の1億5,202万2千円、支出については前年度比1億1,283万2千円(25.9%)減の3億2,340万7千円をそれぞれ計上しました。

●収入

企業債の元金償還に対する一般会計負担金は、前年度と同額の8,000万円を計上し、水道施設加入に係る施設負担金についても、前年度と同額の101万2千円を計上いたしました。また、継続・新規事業に伴う財源として、企業債7,100万円を計上しました。

●支出

建設改良費(配水管の布設替等施設更新に要する費用)については、前年度比1億995万円(48.6%)減の1億1,613万3千円となっております。企業債償還金には前年度比288万2千円(1.4%)減の2億727万4千円を計上しました。



水道の使用開始・中止・工事をされる方は手続きが必要です

- 水道の使用を開始するとき.....水道使用届(開栓届)の提出
- 水道の使用を中止するとき.....水道使用届(中止届)の提出
- 相続などで使用者の名前を変更するとき...水道使用届(変更届)の提出
- 給水装置の新設、改造、修繕又は撤去するとき...給水装置工事申込書の提出

《注意》 水道使用届(中止届)の提出がなければ、いつまでも水道料金が掛かります。